

建築基準法施行細則

(昭和五十九年三月三十一日山口県規則第三十号)

改正(い)	昭和六十年	十月	一日	規則第八十号
改正(ろ)	昭和六十二年	一月	二十日	規則第一号
改正(は)	昭和六十三年	三月	二十九日	規則第五号
改正(に)	二年	三月	三十一日	規則第四十号
改正(ほ)	五年	六月	二十四日	規則四十六号
改正(へ)	六年	十二月	二十二日	規則九十一号
改正(と)	十一年	四月	三十日	規則五十八号
改正(ち)	十二年	三月	三十一日	規則九十七号
改正(り)	十二年	十二月	十五日	規則第四百四十九号
改正(ぬ)	十三年	九月	二十八日	規則百十五号
改正(る)	十五年	一月	十四日	規則一号
改正(を)	十五年	三月	三十一日	規則三十九号
改正(わ)	十五年	八月	二十九日	規則七十号
改正(か)	十六年	五月	十一日	規則四十八号
改正(よ)	十六年	五月	二十一日	規則五十号
改正(た)	十六年	八月	十七日	規則六十二号
改正(れ)	十六年	九月	二十八日	規則六十八号
改正(そ)	十六年	十月	十五日	規則七十二号
改正(つ)	十六年	十月	十五日	規則七十三号
改正(ね)	十七年	二月	八日	規則三号
改正(な)	十七年	二月	十八日	規則九号
改正(ら)	十七年	三月	四日	規則十二号
改正(む)	十七年	三月	十八日	規則二十一号

改正(う)	平成十七年	三月三十一日	規則第八十六号
改正(ゐ)	平成十七年	九月三十日	規則第三百三十四号
改正(の)	平成十八年	三月二十二日	規則第四十五号
改正(お)	平成十九年	六月十九日	規則第六十八号
改正(く)	平成二十年	三月二十一日	規則第二十号
改正(や)	平成二十年	三月三十一日	規則第四十八号
改正(ま)	平成二十二年	一月十五日	規則第五号
改正(け)	平成二十三年	三月十八日	規則第十一号
改正(ふ)	平成二十四年	三月三十日	規則第二十号
改正(こ)	平成二十五年	六月二十五日	規則四十二号
改正(え)	平成二十七年	五月二十六日	規則四十六号
改正(て)	平成二十八年	五月三十一日	規則四十六号
改正(あ)	平成二十八年	一月二十九日	規則六十二号
改正(さ)	平成二十九年	二月二十四日	規則二号
改正(き)	平成二十九年	三月二十一日	規則十号
改正(ゆ)	平成三十年	三月二十日	規則六号
改正(め)	平成三十一年	三月十九日	規則十四号
改正(み)	令和元年	十一月一日	規則十五号
改正(し)	令和二年	十月九日	規則四十号
改正(ゑ)	令和三年	三月十六日	規則三十一号
改正(ひ)	令和四年	七月十五日	規則三十七号
改正(も)	令和五年	三月十日	規則五号
改正(せ)	令和六年	三月二十九日	規則二十三号

(趣旨)

第一条 この規則は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号。以下「法」という。）の施行に  
ついて、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「政令」という。）、「建築  
基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「省令」という。）及び山口県建築基準  
条例（昭和四十七年山口県条例第四十二号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要  
な事項を定めるものとする。

(確認申請書の添付書類)

第二条 建築物（法第六条第一項各号に掲げる建築物をいう。以下同じ。）に係る省令第一条の三  
第一項の確認申請書には、同項に定めるもののほか、次に掲げる書類（建築物の用途を変更する  
場合にあつては、第一号に掲げる書類を除く。）を添えなければならない。

一 建築物の敷地の地盤面と前面道路及び隣地の地盤面との高低差を明示した断面図

二 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に掲げる用途地域の地域内に建  
築する工場、作業場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供する建築物にあつては、工場及  
び危険物調書（別記第一号様式）

三 法第八十六条の七第一項の規定により既存の建築物に対する制限の緩和を受ける建築物（法  
第二十六条、第二十七条、第四十八条第一項から第十四項まで、第五十二条第一項又は第六十  
一条の規定の適用を受けないものに限る。）にあつては、不適合建築物調書（別記第二号様式）

2 建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）は、省令第一条の三第一項の確認申  
請書、省令第二条の二第一項の確認申請書、省令第三条第一項の確認申請書又は同条第二項の確  
認申請書を提出した者に対し、前項に定めるもののほか、法第六条第一項（法第八十七条第一項、  
第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定に  
よる確認をするために必要があると認めると認める書類の提出を求めることができる。

第三条から第六条まで 削除  
(建築物の建築に関する確認の特例)

第七条 政令第十条第三号ハ又は第四号ハの規則で定める規定は、条例第五条の規定とする。

(確認の証印)

第八条 建築主事等は、法第六条第一項の規定による確認をしたときは、当該確認に係る確認済証に記名の上、建築主事にあつては建築主事印(別記第四号様式)を、建築副主事にあつては建築副主事印(別記第四号様式の二)を押さなければならぬ。

(工事の取りやめの届出)

第九条 建築主は、法第六条第一項又は第六条の二第一項の規定による確認を受けた建築物の工事を取りやめたときは、工事取りやめ届(別記第七号様式)により、その旨を知事に届け出なければならぬ。

(維持保全に関する準則の作成等を要する建築物の指定)

第十条 法第八条第二項第二号の規定により指定する建築物は、事務所その他これに類する用途に供するもので、階数が五以上であり、かつ、当該用途に供する部分の床面積の合計が千五百平方メートルを超えるものとする。

(標識による公告)

第十一条 法第九条第十三項の標識は、別記第八号様式による。

(定期報告を要する特定建築物の指定)

第十二条 法第十二条第一項の規定により指定する特定建築物は、次に掲げる建築物とする。

一 百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物で、避難階以外の階を当該用途に供しないものであり、かつ、当該用途に供する部分の床面積の合計が三千平方メートルを超えるもの

二 事務所その他これに類する用途に供する建築物で、階数が五以上であり、かつ、当該用途に供する部分の床面積の合計が千五百平方メートルを超えるもの

(建築物の定期報告)

第十三条 省令第五条第一項の規定により定める報告の時期は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ当該各号に掲げる時期とする。

- 一 定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない(建)築物等(困)定める件(平成二十八年国土交通省告示第二百四十号。次号において「告示」という。)
- 第一第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる建築物(避難階以外の階を法別表第一欄)項から 項までに掲げる用途(次号において単に「用途」という。)に供しないものを除く。)並びに前条第二号に掲げる建築物で、次号に掲げる建築物に該当するもの以外のもの 平成三十年四月一日から翌年三月三十一日まで及び平成三十一年から起算して三年ごとの年の四月一日から翌年三月三十一日(同日前に前回の報告の日から起算して三年を経過する日がある場合には、当該経過する日の属する月の末日)までの間
- 二 告示第一第三号及び第六号に掲げる建築物(避難階以外の階を用途に供しないものを除く。)並びに前条第一号に掲げる建築物 平成二十九年四月一日から翌年三月三十一日まで及び平成三十年から起算して三年ごとの年の四月一日から翌年三月三十一日(同日前に前回の報告の日から起算して三年を経過する日がある場合には、当該経過する日の属する月の末日)までの間
- 2 省令第五条第三項の報告書は、報告の日前三月以内に調査して作成したものでなければならぬ。
- 3 省令第五条第四項の規定により定める書類は、付近見取図とする。
- (定期報告を要する特定建築設備等の指定)
- 第十四条 法第十二条第三項の規定により指定する特定建築設備等は、第十二条各号に掲げる建築物に設ける防火設備(随時閉鎖又は作動をできるもの(防火ダンパーを除く。))に限る。)とする。
- (建築設備等の定期報告)
- 第十五条 省令第六条第一項の規定により定める報告の時期は、毎年四月一日から翌年三月三十一日(同日前に前回の報告の日から起算して一年を経過する日がある場合には、当該経過する日の属する月の末日)までの間とする。
- 2 省令第六条第三項の報告書は、報告の日前三月以内に検査して作成したものでなければならぬ。

い。

3 省令第六条第四項の規定により定める書類は、付近見取図及び建築設備等の位置を示す平面図（いずれも最初に報告する場合に限る。）とする。

（工作物の定期報告）

第十五条の二 省令第六条の二の二第一項の規定により定める報告の時期は、毎年四月一日から翌年三月三十一日（同日前に前回の報告の日から起算して一年を経過する日がある場合には、当該経過する日の属する月の末日）までの間とする。

2 省令第六条の二の二第三項の報告書は、報告の日前三月以内に検査して作成したものでなければならぬ。

3 省令第六条の二の二第四項の規定により定める書類は、付近見取図及び配置図（いずれも最初に報告する場合に限る。）とする。

（定期報告に関する書類の保存期間）

第十五条の三 省令第六条の三第五項第二号の規定により定める期間は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一 省令第六条の三第二項第七号の書類 当該書類の提出を受けた日から三年

二 省令第六条の三第二項第八号及び第九号の書類 当該書類の提出を受けた日から一年

（尿尿浄化槽の設置）

第十六条 法第三十一条第二項の規定により尿尿浄化槽を設ける場合における省令第一条の三第一項の確認申請書には、尿尿浄化槽調書（別記第十一号様式）を添えなければならない。

2 政令第三十二条第一項第一号の表の衛生上特に支障があると認めて規則で指定する区域は、山口県の区域（下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、岩国市及び周南市の区域を除く。）とする。

（道路の位置の指定の申請）

第十七条 省令第九条の申請書は、道路位置指定申請書（別記第十二号様式）によらなければならない

ない。

2 省令第九条の承諾書は、道路位置指定承諾書（別記第十三号様式）によらなければならない。（道路の位置の標示）

第十八条 法第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置の指定を受けた者は、その位置を標示杭（別記第十四号様式）により標示しなければならない。ただし、側溝等によりその位置が明らかなる場合又は土地の状況により標示杭を設置することが困難な場合は、この限りでない。

2 前項の規定による標示をしたときは、道路位置標示届（別記第十五号様式）により、その旨を知事に届け出て、その検査を受けなければならない。

3 前項の検査を受けた標示は、移動させてはならない。（建築物又はその敷地と道路との関係に関する認定の申請）

第十八条の二 条例第十五条ただし書、第十六条ただし書、第十七条第四項（条例第十九条において準用する場合を含む。）、第十八条ただし書、第二十条第三号又は第二十一条ただし書の規定による認定を受けようとする者は、建築物又はその敷地と道路との関係に関する認定申請書（別記第十五号様式の二）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 付近見取図、配置図、各階平面図及び立面図

二 前号に掲げるもののほか、知事が必要があると認めると認める書類

（私道の変更又は廃止の承認の申請）

第十九条 法第四十五条第一項に規定する場合において、私道（法第四十二条第一項第五号に規定する道路を含む。以下同じ。）を変更し、又は廃止しようとする者は、それぞれ、私道変更承認申請書（別記第十六号様式）又は私道廃止承認申請書（別記第十七号様式）に省令第九条の承諾書を添えて、知事の承認を受けなければならない。

第二十条 知事は、私道の変更又は廃止を承認するときは、その旨を告示する。

2 第十八条の規定は、前項の規定による私道の変更の承認をした場合に準用する。（道路とみなす道の指定）

第二十一条 法第四十二条第二項の規定により指定する道は、幅員が四メートル未満一・八メートル

ル以上の道とする。

(道路等の指定、変更又は廃止の告示)

第二十二條 知事は、法第四十二條第一項第四号に規定する道路又は同條第二項に規定する道の指定、変更又は廃止をするときは、その旨を告示する。

(用途地域の指定のない区域内の建築物に係る容積率)

第二十二條の二 法第五十二條第一項第八号の規定により定める数値は、別表第一の第一欄に掲げる都市計画区域ごとに同表の第二欄に掲げる区域に応じ、それぞれ同表の第三欄に定める数値とする。ただし、都市計画法第十二條の四第一項第一号の地区計画に関する都市計画において建築物の容積率の最高限度を定めた場合にあつては、当該容積率の最高限度の数値とする。

(用途地域の指定のない区域内の建築物に係る建蔽率)

第二十二條の三 法第五十三條第一項第六号の規定により定める数値は、別表第一の第一欄に掲げる都市計画区域ごとに同表の第二欄に掲げる区域に應じ、それぞれ同表の第四欄に定める数値とする。ただし、都市計画法第十二條の四第一項第一号の地区計画に関する都市計画において建築物の建蔽率の最高限度を定めた場合にあつては、当該建蔽率の最高限度の数値とする。

(建蔽率に関する制限の緩和)

第二十三條 法第五十三條第三項第二号の規定により指定する敷地は、次に掲げる敷地とする。

一 敷地境界線の全長の三分の一以上が二以上の道路（法第四十二條に規定する道路をいう。）に接する敷地

二 公園、広場、河川その他これらに類する空地に接する敷地で前号に掲げる敷地に準ずるもの（用途地域の指定のない区域内の建築物に係る道路斜線制限）

第二十三條の二 法別表第三(に)欄の五の項の規定により定める数値は、一・二五（建築物の建蔽率の最高限度が十分の七である区域にあつては、一・五）とする。

(用途地域の指定のない区域内の建築物に係る隣接斜線制限)

第二十三條の三 法第五十六條第一項第二号ニの規定により定める数値は、一・二五（建築物の容積率の最高限度が十分の四十である区域にあつては、二・五）とする。



(道路斜線制限に係る建築物の後退距離の算定において除かれる建築物の部分)

第二十三条の四 政令第三百三十条の十二第五号の規定により定める建築物の部分は、法第四十四条第一項第四号の規定による許可を受けた道路の上空に設けられる渡り廊下その他の通行又は運搬の用途に供する建築物の部分とする。

(道路面と敷地の地盤面に著しい高低差がある場合の特例)

第二十四条 政令第三百三十五条の第二項の規定により定める前面道路の位置は、建築物の敷地の地盤面の高さと同前面道路の高さとの差が三メートルを超える場合には、その差から二メートルを減じたものだけ高い位置にあるものとみなす。

(垂直積雪量)

第二十五条 政令第八十六条第三項の規定により定める数値は、別表第二に定めるとおりとする。  
(既存の建築物に対する制限の緩和)

第二十六条 条例第二十二条の知事が定める範囲は、増築又は改築にあつてはその増築又は改築に係る部分の床面積の合計が五十平方メートルを超えないものとし、大規模の修繕又は大規模の模様替にあつてはそのすべてとする。

(許可申請書の添付書類)

第二十七条 省令第十条の四第一項の規定により定める図書又は書面は、次の表の上欄に掲げる許可の区分に応じ、同表の下欄に掲げる書類その他知事が必要があると認める書類とする。

許可の区分	書類
<p>法第四十三条第二項第二号、第八十五条第三項、第六項若しくは第七項又は第八十七条の第三項、第六項若しくは第七項の規定による許可</p>	<p>一 付近見取図、配置図、各階平面図及び立面図            二 敷地の断面図及び写真            三 許可を必要とする理由書（法第八十五条第三項若しくは第六項又は第八十七条の第三項若しくは第六項の規定による許可の場合を除く。）</p>

<p>法第四十四条第一項第二号若しくは第四号又は第四十七条ただし書の規定による許可</p>	<p>法第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、第十二項ただし書、第十三項ただし書若しくは第十四項ただし書（法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）又は第五十一条ただし書（法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定による許可</p>	<p>一 付近見取図、配置図、各階平面図、立面図及び断面図 二 敷地の断面図及び写真 三 許可を必要とする理由書</p>
<p>法第五十二条第十項、第十一項若しくは第十四項、第五十三条第四項、第五項若しくは第六項第三号、第五十三条の二第一項第三号若しくは第四号（法第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。）、第五十五条第三項、第五十五条第四項各号、第五十六条の二第一項ただし書、第五十七条の四第一項ただし書、第五十八条第二項、第五十九条第一項第三号若しくは第四項、第五十九条の二第一項、第六十条の二第一項第三号、第六十条</p>	<p>一 付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、断面図及び日影図 二 敷地の断面図及び写真 三 環境図 四 許可を必要とする理由書</p>	

の二の二第一項第二号若しくは第三項ただし書、第六十条の三第一項第三号若しくは第二項ただし書、第六十七条第三項第二号、第五項第二号若しくは第九項第二号、第六十八条第一項第二号、第二項第二号若しくは第三項第二号、第六十八条の三第四項、第六十八条の五の三第二項又は第六十八条の七第五項の規定による許可

2 省令第十条の四第四項の規定により定める図書又は書面は、次に掲げる書類とする。

一 付近見取図、配置図、平面図又は横断面図及び側面図又は縦断面図

二 敷地の断面図及び写真

三 機械配置図（工場の場合に限る。）

四 環境図

五 許可を必要とする理由書

六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

（認定申請書の添付書類）

第二十七条の二 省令第十条の四の二第一項の規定により定める図書は、次に掲げる書類とする。

一 付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、断面図及び日影図（法第四十三条第二項第一号の規定による認定の場合にあつては断面図及び日影図を除き、法第四十四条第一項第三号又は政令第三百三十七条の十二第六項若しくは第七項の規定による認定の場合にあつては日影図を除く。）

二 敷地の断面図及び写真

三 環境図（法第四十三条第二項第一号又は政令第三百三十七条の十二第六項若しくは第七項の規定による認定の場合を除く。）

四 認定を必要とする理由書

五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

2 省令第十条の四の二第二項の承諾書は、土地通行承諾書（別記第十八号様式）によらなければならない。

（建築協定の認可の申請）

第二十八条 法第七十条第一項又は第七十六条の三第二項の認可を受けようとする者は、建築協定認可申請書（別記第十九号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 建築協定書

二 建築協定区域（法第七十条第一項の建築協定区域をいう。以下同じ。）並びに当該建築協定区域内の地形及び地物を表示する図面

三 建築協定書について土地の所有者等（法第六十九条の土地の所有者等をいう。以下同じ。）の全員の合意があつたことを証する書類

四 土地の所有者等に関する調査（別記第二十号様式）

五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

2 法第七十四条第一項（法第七十六条の三第六項において準用する場合を含む。）の認可を受けようとする者は、建築協定変更認可申請書（別記第二十号様式の二）に前項各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

（建築協定への加入の届出）

第二十八条の二 法第七十五条の二第一項の意思を表示しようとする者は、建築協定加入届（別記第二十号様式の三）に建築協定区域内の加入に係る土地の地形及び地物を表示する図面を添えて知事に提出しなければならない。

2 法第七十五条の二第二項の意思を表示しようとする者は、建築協定加入届に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 建築協定区域隣接地（法第七十条第二項の建築協定区域隣接地をいう。）の区域内の加入に係る土地の地形及び地物を表示する図面

- 二 建築協定に加わることについて土地の所有者等の全員の合意があつたことを証する書類
- 三 土地の所有者等に関する調書

(建築協定の廃止の認可の申請)

第二十九条 法第七十六条第一項(法第七十六条の三第六項において準用する場合を含む。)の認可を受けようとする者は、建築協定廃止認可申請書(別記第二十一号様式)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 建築協定を廃止することについて土地の所有者等の過半数の合意があつたことを証する書類
- 二 土地の所有者等に関する調書

(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定申請書等の添付書類)

第三十条 省令第十条の十六第一項第四号及び第三項第三号並びに第十条の二十一第一項第三号の規定により定める図書又は書面は、次に掲げる書類とする。

- 一 申請区域内の土地の地籍図及び求積図並びに登記事項証明書
- 二 前号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

(全体計画の認定への準用)

第三十条の二 第二条の規定は、省令第十条の二十三第一項及び第十条の二十四第一項の申請書について準用する。この場合において、第二条第二項中「法第六条第一項(法第八十七条第一項、第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定による確認」とあるのは、省令第十条の二十三第一項の申請書については「法第八十六条の八第一項又は第八十七条の二第一項の規定による認定」と、省令第十条の二十四第一項の申請書については「法第八十六条の八第三項(法第八十七条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による認定」と読み替えるものとする。

(書類の経由)

第三十一条 知事に提出する書類で次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる機関を経由して提出しなければならない。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組

織を使用して申請する場合は、この限りでない。

<p>省令第十条の四第一項の許可申請書 省令第十条の四第四項の許可申請書 省令第十条の四の二第一項の認定申請書 省令第十条の四の五第一項の指定申請書 省令第十条の四の八第一項の指定取消申請書 省令第十条の十六第一項の認定申請書又は許可申請書 省令第十条の十六第二項の認定申請書又は許可申請書 省令第十条の十六第三項の許可申請書 省令第十条の二十一第一項の認定取消申請書又は許可取消申請書 省令第十条の二十三第一項の全体計画認定申請書 省令第十条の二十四第一項の全体計画認定申請書 第十七条第一項の道路位置指定申請書 第十八条の二の建築物又はその敷地と道路との関係に関する認定申請書 第十九条の私道変更承認申請書又は私道廃止承認申請書 第二十九条の建築協定廃止認可申請書</p>	<p>所轄市町長（道路、建築物、建築設備等の敷地の所在地を管轄する市町の長をいう。以下同じ。）</p>
--	---

第三十二条 建築主事等に提出する省令第一条の三第一項の確認申請書、省令第二条の二第一項の確認申請書、省令第三条第一項の確認申請書及び同条第二項の確認申請書は、所轄市町長を経由

して提出しなければならぬ。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六  
条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請する場合は、この限りで  
ない。

(意見、報告又は資料の提出)

第三十三条 知事は、第三十一条の書類を審査するために必要があるときは、所轄市町長  
に対し、都市計画等に関する意見を求めることができる。

2 建築主事等は、前条の書類を審査するために必要があるときは、所轄市町長に対し、  
都市計画等に関する報告若しくは資料の提出又は当該建築物が建築基準関係規定(法第六条第一  
項に規定する建築基準関係規定をいう。)に適合するかどうかについての意見を求めることがで  
きる。

第三十四条 知事は、次の各号のいずれかに該当するものがあるときは、市町の長に対し、  
当該指定又は承認に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

- 一 法第三条第一項第三号の規定による指定を受ける必要がある建築物
- 二 法第三条第一項第四号の規定による承認を受ける必要がある建築物
- 三 法第四十二条第一項の規定による指定を受ける必要がある区域
- 四 法第四十二条第一項第四号の規定による指定を受ける必要がある道路
- 五 法第四十二条第二項の規定による指定を受ける必要がある道
- 六 法第四十二条第三項の規定により水平距離の指定を受ける必要がある道
- 七 法第四十二条第四項の規定による指定を受ける必要がある道
- 八 法第五十二条第二項第二号又は第三号の規定による指定を受ける必要がある区域
- 九 法第五十二条第八項又は同項第一号の規定による指定を受ける必要がある区域
- 十 法第五十六条第一項第二号又は同号イの規定による指定を受ける必要がある区域
- 十一 法別表第三の備考第三号の規定による指定を受ける必要がある区域
- 十二 政令第三百三十一条の二第一項の規定による指定を受ける必要がある街区



附 則

この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和六十年規則第八十号）抄

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六十二年規則第一号）

この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和六十三年規則第五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年規則第四十号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成五年規則第四十六号）

この規則は、平成五年六月二十五日から施行する。

附 則（平成六年規則第九十一号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成四年法律第八

十二号）第一条の規定による改正前の都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の規定により定められている都市計画区域に係る用途地域内の建築物については、平成八年六月二十四日（同日前に同条の規定による改正後の都市計画法第二章の規定により、当該都市計画区域について、用途地域に関する都市計画が決定されたときは、当該都市計画の決定に係る都市計画法第二十条第一項（同法第二十二條第一項において読み替える場合を含む。）の規定による告示があった日）までの間は、改正前の建築基準法施行細則第二十七条第三号及び第六号、別記第二号様式並びに別

記第十八号様式（その三）の規定（用途地域に係る部分に限る。）は、なおその効力を有する。

附 則（平成十一年規則第五十八号）

この規則は、平成十一年五月一日から施行する。

附 則（平成十二年規則第九十七号）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年規則第四百十九号）

この規則は、平成十三年一月一日から施行する。

附 則（平成十三年規則第一百五号）

この規則は、平成十三年十月一日から施行する。

附 則（平成十五年規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十六条第二項及び別表の改正規定は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年規則第三十九号）

この規則は、平成十五年四月二十一日から施行する。

附 則（平成十五年規則第七十号）

この規則は、平成十五年九月一日から施行する。

附 則（平成十六年規則第四十八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十六年規則第五十号）

（施行期日）

1 この規則は、平成十六年十一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四十一条第一項の規定により建築物の建ぺい率又は容積率に関する制限が定められている土地における建築物の容積率又は建ぺい率の最高限度については、当該制限が定められている間は、改正後の建築基準法施行細則

第二十二條の二又は第二十二條の三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成十六年規則第六十二号）

この規則は、平成十六年十月一日から施行する。

附 則（平成十六年規則第六十八号）

この規則は、平成十六年十月四日から施行する。

附 則（平成十六年規則第七十二号）

この規則は、平成十六年十一月二日から施行する。

附 則（平成十六年規則第七十三号）

（施行期日）

1 この規則は、平成十七年三月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四十一条第一項の規定により建築物の建ぺい率又は容積率に関する制限が定められている土地における建築物の容積率又は建ぺい率の最高限度については、当該制限が定められている間は、改正後の建築基準法施行細則別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成十七年規則第三号）

この規則は、平成十七年二月十三日から施行する。

附 則（平成十七年規則第九号）

この規則は、平成十七年二月二十一日から施行する。

附 則（平成十七年規則第十二号）

この規則は、平成十七年三月六日から施行する。

附 則（平成十七年規則第二十一号）

この規則は、平成十七年三月二十二日から施行する。

附 則（平成十七年規則第八十六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十七年規則第百三十四号）

この規則は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則（平成十八年規則第四十五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十九年規則第六十八号）

（施行期日）

1 この規則は、平成十九年六月二十日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の建築基準法施行細則の規定は、この規則の施行の日以後にされる建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六条第一項又は第六条の二第一項（これらの規定を同法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請（以下「確認申請」という。）に係る建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三第一項の確認申請書について適用し、同日前にされた確認申請に係る同項の確認申請書については、なお従前の例による。

附 則（平成二十年規則第二十号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十年規則第四十八号）

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二十二年規則第五号）

この規則は、平成二十二年一月十六日から施行する。

附 則（平成二十三年規則第十一号）

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二十四年規則第二十号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十六条第二項の改正規定並びに別表第一款都市計画区域の項及び別表第二款市の項を削る改正規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二十五年規則第四十二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十七年規則第四十六号）

この規則は、平成二十七年六月一日から施行する。ただし、第二十七条第一項の表の改正規定（「第六十条の二第一項第三号」の下に「第六十条の三第一項ただし書」を加える部分に限る。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十八年規則第四十六号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十八年六月一日から施行する。ただし、第二十二條の二、第二十七條第一項の表及び第三十一條の表の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十八年国土交通省令第十号。以下「省令」という。）附則第二条第四項に規定する小荷物専用昇降機及び防火設備（以下「小荷物専用昇降機等」という。）（平成二十九年四月一日から同年五月三十一日までの間に同項に規定する検査済証の交付を受けたものを除く。）に関する第十五条第一項の規定の適用については、平成二十八年六月一日から平成三十一年三月三十一日までの間においては同項中「毎年四月一日から翌年三月三十一日（同日前に前回の報告の日から起算して一年を経過する日がある場合には、当該経過する日の属する月の末日）」とあるのは「平成二十九年四月一日から翌々年三月三十一日」とし、平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間においては同項中「毎年四月一日から翌年三月三十一日（同日前に前回の報告の日から起算して一年を経過する日がある場合には、当該経過する日の属する月の末日）」とあるのは「平成三十一年四月一日から翌年三月三十一日」とする。

3

小荷物専用昇降機等（平成二十九年四月一日から同年五月三十一日までの間に省令附則第二条第四項に規定する検査済証の交付を受けたものに限る。）に関する第十五条第一項の規定の適用については、平成二十九年四月一日から平成三十一年五月三十一日までの間においては、同項中「毎年四月一日から翌年三月三十一日（同日前に前回の報告の日から起算して一年を経過する日

がある場合には、当該経過する日の属する月の末日」とあるのは、「平成三十一年四月一日から同年五月三十一日」とする。

附 則（平成二十八年規則第六十二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十九年規則第二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十九年規則第十号）

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成三十年規則第六号）

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第三十条の二の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成三十一年規則第十四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年規則第十五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年規則第四十号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年規則第三十一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年規則第三十七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年規則第五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年規則第二十三号）

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

別表第一（第二十二條の二、第二十二條の三関係）

東和都市計画区域	大島都市計画区域	美祢都市計画区域	柳井都市計画区域		長門都市計画区域		山陽小野田都市計画区域		岩国都市計画区域	周南都市計画区域		都市計画区域	
全域	全域	全域	その他の区域	柳井市阿月、伊保庄及び平郡の区域	その他の区域	長門市俵山の区域	その他の区域	山陽小野田市大字小野田の区域	和木町の区域	光市の区域	その他の下松市及び区域	下松市大字笠戸島の区域	区域
十分の二十	十分の二十	十分の二十	十分の十	十分の二十	十分の二十	十分の三十	十分の十	十分の二十	十分の十	十分の十	十分の二十	十分の二十	容積率の数値
十分の七	十分の七	十分の七	十分の六	十分の七	十分の七	十分の七	十分の六	十分の七	十分の六	十分の六	十分の七	十分の七	建蔽率の数値

別表第二（第二十五条関係）

	光市	下松市	市町	
渋木、俵山、深山湯本及び真木の区域	全域	全域	区	
			域	
三百メートル未満	三百メートル未満	三百メートル未満	標高による区分	
三百メートル以上	三百メートル以上	三百メートル以上		
三百メートル未満	三百メートル未満	三百メートル未満		
三百メートル以上	三百メートル以上	三百メートル以上		
五十	三十	三十	五十	垂直積雪量 (単位 センチ メートル)

平生都市計画区域	田布施都市計画区域	周南東都市計画区域
その他の区域	光市の区域	光市の区域
平生町大字尾国、大 字小郡、大字佐賀、大 字大佐合島の区域	全域	全域
十分の十	十分の十	十分の十
十分の六	十分の七	十分の六



和木町	周防大島町	山陽小野田市		美祢市				柳井市				長門市					
全域	全域	その他の区域	大字厚狭の区域	その他の区域	伊佐町河原、大嶺町奥分、大嶺町北分、於福町上、於福町下、豊田前町麻生上、美東町赤及び美東町絵堂の区域				その他の区域	平郡の区域			その他の区域			三隅上の区域	
	三百メートル未満 三百メートル以上			三百メートル未満 三百メートル以上	三百メートル未満 三百メートル以上	三百メートル未満 三百メートル以上	三百メートル未満 三百メートル以上	三百メートル未満 三百メートル以上	三百メートル未満 三百メートル以上	三百メートル未満 三百メートル以上	三百メートル未満 三百メートル以上	三百メートル未満 三百メートル以上 六百メートル以上 三百メートル未満	三百メートル未満 三百メートル以上	三百メートル未満 三百メートル以上	三百メートル未満 三百メートル以上	三百メートル未満 三百メートル以上	
三十	二十	四十	三十	四十	四十	六十	六十	八十	三十	五十	二十	四十	三十	五十	七十	四十	六十

阿武町		平生町		田布施町	上関町	
その他の区域	大字宇生賀、大字福田上及び大字福田下の区域			全域	全域	全域
三百メートル未満	三百メートル以上	三百メートル未満	三百メートル以上	三百メートル未満	三百メートル以上	三百メートル以上
三十	五十	百二十	百四十	三十	五十	三十
						二十
						四十